

大和市条例第14号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月1日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第14号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年大和町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 令和2年12月に支給する期末手当の額については、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額から、その額に100分の10を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。